

旧越部幼稚園
障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業
使用者募集案内書

令和3年6月23日

たつの市教育委員会

目次

- 1 目的
- 2 募集の概要
- 3 応募資格要件
- 4 応募申込手続
- 5 使用予定者の決定
- 6 使用許可申請の手続き
- 7 使用許可について
- 8 その他
- 9 提出先及び問い合わせ先

資料 位置図

配置図

平面図

立面図

現況写真

1 目的

令和2年3月に閉園した越部幼稚園を障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）又は障害児相談支援事業に活用することにより、越部小学校区等における障害福祉サービスの向上を図ることを目的に、使用者を募集します。

2 募集の概要

本件は地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という。）を行うものです。

(1) 募集対象物件

物件名称	所在地	使用許可面積	使用料（月額）	建築年・構造
旧越部幼稚園	新宮町 船渡 147	土地 2368.05 m ² 建物 380.00 m ²	124,000 円 内訳 土地 124,000 円 建物 無償	昭和 62 年 鉄骨造平屋建

*詳細については、添付の図面を参照

(2) 募集手続きのスケジュール

項目	日程
募集期間	令和3年6月24日（木）～令和3年7月6日（火）
見学会申込期間	令和3年6月29日（火）～令和3年7月6日（火）
見学会実施日	令和3年7月8日（木）～令和3年7月9日（金）
質問書受付	令和3年7月8日（木）～令和3年7月9日（金）
質問書回答	令和3年7月12日（月）
応募申込受付	令和3年7月14日（水）～令和3年7月15日（木）
使用予定者の決定	令和3年7月16日（金）
使用許可	令和3年7月20日（火） 予定

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り、応募することができます。

- (1) 障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）又は障害児相談支援事業を運営しようとする者
- (2) 市の使用許可日より6か月以内に兵庫県の都市計画法の建築許可（学校施設から社会福祉施設へ用途変更）を得て(1)の事業所を開設する見込みがある者
- (3) 募集から使用予定者の決定日までに、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者
- (4) たつの市入札参加資格制限基準（平成17年告示第93号）に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づ

く再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) たつの市契約等から暴力団等を排除する措置に関する要綱（平成24年告示第1号第3条）に規定する入札参加排除措置を受けていない者

(7) 市税等の滞納がない者

4 応募申込手続

本募集案内書を熟読し、現地の状況等をご確認のうえ申込みしてください。

(1) 見学会の申込

募集に参加を希望する者は、見学会に必ず参加すること。

ア 見学会実施日

令和3年7月8日（木）から7月9日（金）15時まで

イ 申込期間

令和3年6月29日（火）から7月6日（火）17時15分まで

ウ 申込方法

見学会申込書（様式1）に、必要な事項を記載の上、電子メールにて提出してください。

メールタイトルには、「旧越部幼稚園見学会の申込（法人名）」と明記すること。また、送信後、事務局へ必ず電話にて受信の確認を行うこと。

エ 提出先

たつの市教育委員会事務局 教育管理部 教育環境整備課

E-mail:kyoikukankyo@city.tatsuno.lg.jp

電話：0791-64-3205

(2) 質問の提出及び回答

募集に関する質問がある場合は、次のとおり提出してください。

ア 質問の受付期間

令和3年7月8日（木）から7月9日（金）17時15分まで

イ 提出方法

質問書（様式2）により、電子メールにて提出してください。

ウ 提出先

たつの市教育委員会事務局 教育管理部 教育環境整備課

E-mail:kyoikukankyo@city.tatsuno.lg.jp

エ 回答方法

質問の回答は、本市ホームページに7月12日（月）中に掲載します。

(3) 応募申込の受付期間

令和3年7月14日（水）から7月15日（木）17時15分まで

(4) 応募申込に必要な書類（各1部）

- ア 応募申込書（様式3）
- イ 役員名簿
- ウ 会社・法人の登記事項証明書
- エ 代表者印の印鑑証明書
- オ たつの市税の納税証明書
- カ 事業計画書
- キ 資格等を証する書類

(5) 応募申込の方法

受付期間内に、申し込みに必要な書類を受付場所に直接提出してください。

(6) 応募申込の受付場所

たつの市龍野町富永1005番地1 新館3階
たつの市教育委員会事務局 教育管理課 教育環境整備課

5 使用予定者の決定

(1) 応募書類の審査

提出された応募書類の審査を行い、応募資格要件を満たしている者を使用予定者の選定対象とします。

(2) 使用予定者の決定

使用予定者の決定 令和3年7月16日（金）

応募が複数あるときは、下記の日時にて当該応募者又は当該応募者より委任を受けた者（委任状が必要になります。）の立会のもと、くじ引きを行います。

ア くじ引きによる選定日時

令和3年7月16日（金）13時30分

イ 選定場所

たつの市役所 新館3階301会議室

(3) 使用予定者への通知

使用予定者の決定後、速やかに本市ホームページに使用予定者を掲載します。

6 使用許可申請の手続き

使用予定者の決定後、使用許可申請を受理し、使用者へ使用許可を行います。

使用許可後、使用者による都市計画法の建築許可申請を行い、都市計画法建築許可後にその他の開設に向けた手続きを行ってください。

7 使用許可について

許可者をたつの市、使用者を市が指定する使用予定者とする。

(1) 使用許可物件

物件名称	所在地	使用許可面積	使用料（月額）	建築年・構造
旧越部幼稚園	新宮町 船渡 147	土地 2368.05 m ² 建物 380.00 m ²	124,000 円 内訳 土地 124,000 円 建物 無償	昭和 62 年 鉄骨造平屋建

(2) 使用目的

障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業に使用するものとし、この用途以外の目的に使用してはならない。

(3) 使用許可期間及び更新の方法

使用許可期間は、許可日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。ただし、使用許可期間満了の日の翌日から 1 年単位で更新することができる。この場合、使用者は、使用許可期間満了の日の 60 日前までに、使用許可申請書を許可者に提出すること。

(4) 月額使用料

使用許可後、都市計画法の建築許可（学校施設から社会福祉施設へ用途変更）が出るまでは、本格的な開設準備に着手できない期間が発生することから、都市計画法の建築許可月から月額使用料が発生するものとし、許可者が発行する納入通知書により指定された期日までに納入すること。

(5) 使用許可の取消し等

使用許可の期間中であっても、次に掲げるときには、許可者は、使用許可を取り消し、又は変更することができる。この場合において、使用者は、使用許可の取消し又は変更により受けた損失の補填について、これを請求することができない。

ア 使用者が、使用許可後 6 か月を超えて使用目的の事業所を開設しないとき。

イ 使用者が、3 の応募資格要件を満たせなくなったとき。

ウ 使用者が、次の（8）から（10）に違反したとき。

エ 許可者が、使用財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。

(6) 使用料の不還付

既に納めた使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により、使用することができないときは、一部を還付することができる。

(7) 原状回復及び損害賠償に関する事項

ア 使用者は、使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取り消されたときは、自己の負担において、許可者の指定する期日までに使用許可物件を原状回復のうえ、返還すること。ただし、許可者が特に認めたものについては、この限りではない。

イ 使用者が原状回復の義務を履行しないときは、許可者は使用者の負担において、これを行うことができる。この場合、使用者は何らの異議を申し立てることができない。

ウ 使用者は、使用許可物件に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払うこと。

(8) 運営条件

- ア 使用者は、使用許可後6か月以内に使用目的の事業所を開設すること。
- イ 使用許可物件に建物を建設してはならない。
- ウ 使用者は、使用許可物件内において、工事（外構工事、段差解消工事、園庭整備等）を行うときは、工事内容、期間等について、許可者と協議し、承認を得ること。
- エ 使用者は緊急連絡体制を整え、許可者に届け出ること。

(9) 維持管理責任

- ア 使用許可物件敷地の清掃及び植栽の剪定を適宜行い、使用許可物件周辺の美化に努め、使用許可物件周辺の住環境が平穏に保たれるよう使用者の負担において物件管理上適切な対策を講じること。
- イ 関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要なときは、遅滞なく手続き等を行うこと。
- ウ 使用者が、電気・水道・電話等を使用するときは、使用者が直接契約し、その費用を負担すること。
- エ 使用者は、使用許可物件内において、事故・故障等が発生したときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。なお、事故については、使用者は直ちに許可者に報告すること。

(10) その他

- ア 使用者は、許可者からの要望があったときは、必要となる資料等の提供について協力すること。
- イ ここに定めるもののほかに協議すべき事項が生じたときは、その都度許可者と使用者で協議のうえ定めるものとする。
- ウ 行政財産の目的外使用許可は、借地借家法の規定は適用されません。

8 その他

- (1) 事情により募集を変更し、又はやむを得ない事情により募集を取りやめる場合があります。
- (2) 募集に参加するために提出された書類等に記載された情報は、この募集事務にのみ使用しません。
- (3) 募集の手続きに関する一切の経費については、応募者の負担とします。

9 提出先及び問い合わせ先

〒679-4192

たつの市龍野町富永1005番地1

たつの市教育委員会事務局 教育管理課 教育環境整備課

TEL:0791-64-3205 FAX:0791-63-3883

E-mail:kyoikukankyo@city.tatsuno.lg.jp